

# 豊岡市新庁舎建設基本構想

平成20年12月

豊 岡 市

---

## 目 次

### 要 約

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 新庁舎建設の背景-----        | 1  |
| 1 新庁舎建設検討の経緯             |    |
| 2 新庁舎建設の必要性              |    |
| 第2章 新庁舎の基本理念-----        | 12 |
| 1 理想の庁舎像                 |    |
| 2 新庁舎整備の方向性              |    |
| 第3章 新庁舎の機能-----          | 15 |
| 1 防災機能                   |    |
| 2 窓口機能                   |    |
| 3 行政機能                   |    |
| 4 意思決定（執行）機能             |    |
| 5 議会機能                   |    |
| 6 アーカイブ（古文書、公文書収蔵スペース）機能 |    |
| 7 駐車場機能                  |    |
| 8 その他機能                  |    |
| 第4章 新庁舎の規模-----          | 17 |
| 1 規模算定の基本指標              |    |
| 2 新庁舎の規模                 |    |
| 3 駐車場の規模                 |    |
| 第5章 新庁舎建設事業計画-----       | 19 |
| 1 事業費及び財源                |    |
| 2 事業手法の選定                |    |
| 3 建設スケジュール               |    |
| 第6章 新庁舎建設地-----          | 22 |
| 1 建設地選定の流れ               |    |
| 2 市民検討委員会による建設候補地の評価     |    |
| 3 新庁舎建設地の決定              |    |
| 第7章 今後の課題-----           | 29 |
| 資料編                      |    |

---

# 要約

---

---

## ～ 要 約 ～

### 1 新庁舎建設の必要性

- (1) 施設・設備の老朽化
- (2) 耐震性の不足
- (3) ユニバーサルデザインへの対応不足
- (4) 施設の狭隘化
- (5) 執務室の柔軟性の不足
- (6) 駐車スペースの不足

### 2 新庁舎の基本理念

- (1) 安全・安心な庁舎  
防災拠点として機能できる災害に強い庁舎をめざす。
- (2) 人にやさしい庁舎  
誰もが利用しやすく、働きやすい、人にやさしい庁舎をめざす。
- (3) 環境にやさしい庁舎  
環境にやさしく、環境について学べる庁舎をめざす。
- (4) 市民に開かれた庁舎  
市民が、積極的に市政に参加できる市民参画の拠点となる庁舎をめざす。
- (5) 豊岡市を象徴する庁舎  
豊岡市のまちづくりを象徴する庁舎をめざす。
- (6) 時代に即応できる庁舎  
組織変更等に柔軟に対応できる庁舎をめざす。

### 3 新庁舎の機能

- (1) 防災機能
  - ・ 災害時における本部として必要な機能を備えた会議室を設置する。
- (2) 窓口機能
  - ・ 窓口は、できるだけ低層階に集中させるとともに、高齢者や障害者をはじめ誰もが訪れやすく、使いやすい配置とする。
- (3) 行政機能
  - ・ 執務室・会議室については、動線を考慮した配置とするとともに、資料や器材を保管できるスペースを設ける。
- (4) 意思決定（執行）機能
  - ・ 市の意思決定のための協議スペースを設ける。
- (5) 議会機能
  - ・ ロビーなどで議会や委員会の様子をモニター中継したり、インターネット配信したりするなど市民が気軽に傍聴できる方法を検討する。
  - ・ 議会運営に支障のない範囲内で、市民が利用できる方法を検討する。

(6) アーカイブ（古文書、公文書収蔵スペース）機能

- ・ 公文書の管理システムを構築し、文書のスリム化を図るとともに、保存文書の検索が容易にできる施設とする。

(7) 駐車場機能

- ・ 駐車状況が道路からわかる案内表示を設置するとともに、出入りがしやすく、動線を考えた駐車場とする。

(8) その他機能

- ・ 市民が憩い、集えるパブリックスペース
- ・ 地域の歴史・文化、地域資源やまちづくりの方向などをPRできるスペース
- ・ 生活利便施設（銀行ATM、売店・飲食店等）

#### 4 新庁舎建設地

(1) 新庁舎建設地決定の経緯

新庁舎の建設位置については、新庁舎建設市民検討委員会における建設候補地の選定結果を尊重するとともに、合併協議の本庁決定のプロセス、まちづくりとの整合性や総合計画及び都市計画マスタープランを勘案し、現在地を新庁舎の建設位置として決定した。

(2) 現在地の敷地条件

| 敷地名     | 所在地<br>(住居表示) | 所有者 | 敷地面積 (㎡) | 備考                                |
|---------|---------------|-----|----------|-----------------------------------|
| 本庁舎敷地   | 中央町2番4号       | 豊岡市 | 8,786    | 用途地域：商業地域<br>建ぺい率：80%<br>容積率：500% |
| 東庁舎別館敷地 | 中央町3番11号      | 豊岡市 | 1,586    |                                   |
| 合計      |               |     | 10,372   |                                   |

#### 5 新庁舎の建設規模

(1) 新庁舎の規模

総務省の起債許可標準面積算定基準を基に、平成25年4月1日時点における計画職員数530人（臨時・嘱託職員含む）及び市議会議員定数条例による議員定数26人によって算定した面積は、下表のとおりである。

【事務室等の算定面積】

|        | 内容                  | 算出面積 (㎡)  |
|--------|---------------------|-----------|
| ア 事務室  | 区分毎の職員数×係数×基準面積     | 4,706.55  |
| イ 倉庫   | アの面積4,706.55㎡×13.0% | 611.85    |
| ウ 会議室等 | 職員数530人×7.0㎡        | 3,710.00  |
| エ 玄関室等 | ア～ウの面積9,028.4㎡×40%  | 3,611.36  |
| オ 議会関係 | 議員定数26人×35.0㎡       | 910.00    |
| 合計     |                     | 13,549.76 |

※ 起債の対象外となる生活利便施設や福利厚生施設などの行政機能以外の必要な面積については、市民の利便性、業務の効率性や財政的な視点から別途検討を行う。

## (2) 駐車場の規模

駐車場規模の検討にあたっては、現在の駐車場の利用状況、同規模の自治体の事例による推定や文献などにより、敷地内に必要な駐車台数を算定した。

|        | 来庁者用 | 公用車用 | 議員・報道用 | 合計   |
|--------|------|------|--------|------|
| 必要駐車台数 | 120台 | 100台 | 36台    | 256台 |

※ 職員用駐車場については、民間駐車場等を活用する。

## 6 新庁舎建設の事業計画

### (1) 新庁舎建設の概算工事費と財源

概算工事費として50億円を想定している(付帯費用含まず)。また、財源として、庁舎建設基金(平成19年度末:12.6億円)等の活用とともに、合併特例債の活用を予定している。

### (2) 新庁舎建設事業のスケジュール

| 年度   | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基本構想 | ●      | ●      |        |        |        |        |
| 基本計画 |        | ●      | ●      |        |        |        |
| 基本設計 |        |        | ●      | ●      |        |        |
| 実施設計 |        |        |        | ●      | ●      |        |
| 建設工事 |        |        |        |        | ●      | ●      |

## 7 今後の課題

- (1) 災害対策への配慮
- (2) 現在地周辺のまちづくりとの連携
- (3) 総合支所の利活用の推進
- (4) 行政サービスの維持・向上
- (5) 現庁舎保存の可能性検討
- (6) 事業費を抑えた施設整備方策の検討

※ 豊岡の固有の自然・歴史・文化などを大切にするまちづくりの理念のもとに、現庁舎については、活用の可能性を探ることを基本とするが、技術的・財政的観点も十分に踏まえた上で、保存の可否について総合的に判断する必要がある。

---

# 本 編

---

## ～ 第 1 章 新庁舎建設の背景 ～

### 1 新庁舎建設検討の経緯

#### (1) 新庁舎建設検討の経緯

現在の本庁舎である旧豊岡市役所本庁舎については、建築後およそ80年が経過しており、これまでも、さまざまな新庁舎建設にかかる議論が行われてきた。主な経緯は下記のとおりである。

#### 【新庁舎建設検討にかかる経緯】

| 年 月          | 市庁舎建設の主な動き           | 備 考  |
|--------------|----------------------|--|
| 昭和 43 年 12 月 | 「総合市民会館建設構想」策定       | ・市庁舎の併設を検討したが中止                              |
| 昭和 57 年 6 月  | 市庁舎建設検討が始まる。         | ・まちづくりアンケート：市民の 51.4%が「現在の場所」と回答             |
| 昭和 58 年 12 月 | 「21 世紀まちづくり構想」策定     | ・グリーン広場（現総合体育館）付近をシビックゾーンと位置づけ、同地に市庁舎建設を示唆   |
| 昭和 62 年 5 月  | 「庁舎建設調査検討委員会」を設置     | ・助役以下 8 名で構成                                 |
| 昭和 63 年 2 月  | 「検討委員会報告書」を市長に提出     | ・庁舎位置については、5カ所の候補地を比較、検討する中で、現在地に建設との結論      |
| 昭和 63 年 5 月  | 「豊岡市庁舎建設推進委員会」を設置    | ・助役以下 8 名で構成                                 |
| 平成 元年 5 月    | 「庁舎建設基本構想」策定         | ・基本構想において、建設位置は現在地に設定                        |
| 平成 元年 7 月    | 市長交代に伴い、庁舎建設は一旦白紙    | ・豊岡病院移転新築問題、合併の機運等が出てきたため、市庁舎の建設については棚上げ     |
| 平成 13 年 7 月  | 市長交代、豊岡病院移転が最優先事項    | ・財政的な目処が立てば検討に入りたい。<br>・庁舎位置は、現在地が適当との意向を示す。 |
| 平成 17 年 4 月  | 北但 1 市 5 町が合併        |  |
| 平成 19 年 3 月  | 市長総括説明               | ・平成 20 年度に建設位置を決定したいと発言                      |
| 平成 19 年 3 月  | 市議会が「庁舎建設調査特別委員会」を設置 | ・議員 7 名で構成                                   |
| 平成 19 年 6 月  | 「新庁舎建設推進本部」を設置       | ・副市長以下 19 名で構成                               |
| 平成 19 年 11 月 | 「新庁舎建設市民検討委員会」を設置    | ・学識経験者など 15 名で構成                             |
| 平成 20 年 11 月 | 新庁舎建設に関する検討結果報告書提出   | ・新庁舎建設市民検討委員会より                              |
| 平成 20 年 12 月 | 豊岡市新庁舎建設基本構想を策定      |  |



(2) 合併協議会における検討結果

合併協議会（合併協議会新庁舎等検討小委員会）では、次の事項が決定されており、新庁舎建設にあたっては、合併特例債の適用を予定している。

① 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は現豊岡市役所とし、他の 5 町の町役場は全て支所とすることが、下記のことから確認されている。

ア 1 市 5 町の地理的な中心であり、本庁から支所までの距離が平均的なものとなり、効率的な業務運営が可能となる。

イ 豊岡は 1 市 5 町において最も大きな中心市街地を有し、通勤・通学・買物等住民の日常生活において中心となっている。

ウ 国・県の官公署が集中している。

② 庁舎のあり方

新市の庁舎のあり方については、本庁方式とする。ただし、行政的な区域の広がりに対応するため、当分の間、総合支所方式とする。

(3) 上位関連計画における新庁舎の位置づけ

① 豊岡市総合計画（平成19年3月策定）

本計画の実現に向けた基本施策の重点事業として、新庁舎建設が位置づけられている。

（基本計画の実現に向けて）

○ 新しい時代にふさわしい行政経営

2. 効率的、効果的な行財政運営の推進

現況・課題

また、庁舎について、合併によるさまざまな行政ニーズや行政課題に対して柔軟に対応できる機能をもち、市民と行政が連携したまちづくりを支えられる新庁舎について、早期に整備する必要があります。

基本施策 新庁舎建設の推進

概要：新庁舎については、市民の利便性などに十分配慮し、幅広く市民の意見を聞き、時代の要請に対応した建設を進めます。

重点事業：新庁舎建設事業

② 豊岡市都市計画マスタープラン（平成20年3月）

全体構想「その他公共施設等の方針」において、庁舎の整備が掲げられている。

（全体構想：その他公共施設等の方針）

庁舎の整備：中心市街地の活性化や市民の参画と協働の拠点などとして、その機能を効果的に発揮できるよう、市民の意見を反映しながら、新庁舎の建設に努めます。

## 2 新庁舎建設の必要性

### (1) 社会的背景

#### ① 超高齢社会の到来

全国的な少子高齢化を背景に、公共施設や公益施設を中心に、高齢者や障害者に配慮したバリアフリーや、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの概念が浸透しつつあり、人にやさしい施設整備が求められている。

また、本市においても高齢化率は26.3%（平成20年4月1日現在）と、4人に1人が高齢者となる超高齢社会となっており、公共施設や公益施設における人にやさしい施設の整備を進めている。

※ ユニバーサルデザインとは、年齢・性別、障害・能力の如何を問わず、すべての人が利用することができるよう施設・建物・環境を設計（デザイン）することである。

#### ② 高度情報化の進展

情報通信技術の進展により携帯電話やインターネットなどが急速に普及し、誰もがどこにいてもいろいろな情報を瞬時に取り出すことができる“ユビキタスコミュニティ”の実現に向けた取組みが進められている。

本市においても、平成20年に「豊岡市地域情報化実施計画」を策定し、情報基盤の整備を進めるとともに、ホームページや広報等を活用した市民に親しまれる行政サービスの提供に努めており、市民が情報を共有・取得できる環境整備を進めている。

※ ユビキタスコミュニティとは、欲しい情報がいつでもどこからでも手に入る社会のことである。

#### ③ 地方分権化の推進

平成11年に成立した「地方分権一括法」に基づき、地方自治体が有する権限が拡大し、「自己決定」、「自己責任」の原則のもと、自主的かつ総合的に行政を執り行うことが求められている。

また、政策形成過程において、市民の参画等による行政との連携・協力が強く求められているところである。さらに、地方分権一括法の流れを受けて、地方自治体の自立性向上と行財政基盤の充実などを目的とした市町村合併が進められている。

本市においても平成17年4月、兵庫県北東部に位置する1市5町（豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併し新生豊岡市となり、安定的な財政基盤の構築と、地域の特性に応じた行政サービスの提供が急務となっている。

④ 防災意識の高まり

平成7年の阪神淡路大震災以降、鳥取県西部地震（平成12年）、新潟県中越地震（平成16年）、能登半島地震（平成19年）等、大規模な地震が頻発しており、市民の防災に対する意識が高まっている。

本市は、大正14年にマグニチュード6.8を記録する北但大震災により甚大な被害を受けた。この復興事業において、現在のまちづくりの礎が築かれ、現庁舎も大復興計画の一つとして建設されたものである。

また、平成16年の台風23号により大被害を受けており、災害時に庁舎の安全性や防災拠点としての機能の充実が求められている。

⑤ 行政サービスの高度化・多様化

物の豊かさから心の豊かさやゆとりが重視されてきており、行政に求められるサービスも高度化・多様化してきている。そのため、行政サービスも量から質への転換が求められている。さらに、多くの地方自治体では、危機的な財政状況を改善させるため、効率的な行財政改革に取り組んでいるところでもある。

本市においても、豊岡市行政改革大綱・実施計画を策定し、財政構造改革や効率的・効果的な組織の確立等を図ることにより、市民の求めに応じた柔軟な行政サービスの提供をめざしているところである。



第1章 新庁舎建設の背景

【現庁舎の概要（本庁機能）】

| 区分           | 施設名      | 延床面積<br>(㎡) | 主な構造                      | 建築時期 | 備考  |
|--------------|----------|-------------|---------------------------|------|---|
| 本 庁          | 本庁舎      | 1,607       | R C 造 一部 W 造<br>3 階建      | S 2  | S 2. 12 豊岡町役場庁舎竣工<br>S 27. 12 増改築工事竣工   |
|              | 東庁舎      | 656         | R C 造 3 階建                | S 36 | S 36. 12 増築工事竣工   |
|              | 南庁舎      | 1,557       | R C 造 2 階建<br>W 造 2 階建    | S 2  | S 2. 4 豊岡郵便局庁舎として建設<br>S 58. 4 市庁舎に転用   |
|              | 北庁舎      | 627         | R C 造 2 階建                | S 4  | S 4. 4 豊岡税務署庁舎として建設<br>S 48. 2 市庁舎に転用   |
|              | 東庁舎別館    | 1,447       | R C 造 3 階建                | S 44 | S 44. 4 県立但馬労働会館として建設<br>H 15. 4 豊岡市立中央会館（一部事務所）に転用<br>H 17. 4 合併に伴い庁舎に転用         |
|              | 南庁舎別館    | 914         | R C 造 2 階建<br>一部 W 造 2 階建 | S 9  | S 9 兵庫県農工銀行（山陰合同銀行）として建設<br>H 17. 1 山陰合同銀行豊岡支店を歴史的建造物として取得<br>H 17. 4 合併に伴い市庁舎に転用 |
|              | 購買棟      | 239         | W 造 平屋建                   | -    |   |
|              | 西別館      | 439         | S 造 2 階建                  | S 39 | S 39. 4 増築工事竣工  |
|              | レセプト点検棟  | 437         | W 造 2 階建                  | -    |   |
|              | 消防会館     | 427         | W 造 2 階建                  | -    |   |
|              | 防災通信センター | 236         | S 造 3 階建                  | H 15 |   |
| 健康福祉部        | 健康福祉センター | 3,015       | R C 造 3 階建                | S 57 | S 57 豊岡市福祉会館竣工<br>H 4. 7 福祉事務所を福祉会館に移転  |
| 都市整備部<br>用地課 | 用地課      | 405         | S 造 2 階建                  | -    | H 18. 4 組織改変等により事務所を移転  |
| 企業部          | 企業部本庁舎   | 793         | R C 造 2 階建                | S 60 | S 60. 4 水道事業所庁舎竣工   |
| 消防本部         | 消防本部庁舎   | 1,827       | R C 造 3 階建                | H 元  | H 元. 11 北但広域消防事務組合消防本部・豊岡消防署新庁舎竣工   |

※ R C 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨造、W 造：木造

【現庁舎の配置部署の状況】

| 庁舎名称    | 配 置 |  |
|---------|-----|--|
| 本 庁 舎   | 1階  | 収入役室、会計課、市民課、税務課、用務員室、指定金融機関                 |
|         | 2階  | 市長室、副市長室、秘書広報課、防災安全課、総務課、職員課、電話交換室、記者クラブ室    |
|         | 3階  | 議場、会議室、傍聴室                                   |
| 東 庁 舎   | 1階  | 税務課  |
|         | 2階  | 議長室、委員会室、議員応接室、議会事務局                         |
|         | 3階  | 会議室、図書室兼議員控え室                                |
| 北 庁 舎   | 1階  | 農林水産課  |
|         | 中2階 | 豊岡市土地改良協議会                                   |
|         | 2階  | コウノトリ共生課、農業共済課                               |
| 南 庁 舎   | 1階  | 生活環境課、建設課、建築住宅課                              |
|         | 2階  | 情報推進課、新庁舎建設推進室、都市整備課、建設課補修班                  |
| 東庁舎別館   | 1階  | こども育成課、選管・監査事務局                              |
|         | 2階  | 教育長室、教育委員会室、教育総務課、こども教育課、生涯学習課、文化振興課、スポーツ振興課 |
|         | 3階  | 政策調整課、財政課、講堂、職員組合                            |
| 南庁舎別館   | 1階  | 商工課、観光課、高年齢者職業相談室、中小企業金融相談室                  |
|         | 2階  | 会議室、北但行政事務組合                                 |
| 別 棟     | —   | 農業委員会、食堂・購買部、機械センター、市民課分室                    |
| 西 別 館   | 1階  | 車両管理室、車庫、倉庫                                  |
|         | 2階  | 和室   |
| 消 防 会 館 | 1階  | 車庫   |
|         | 2階  | 職員娯楽室、倉庫                                     |

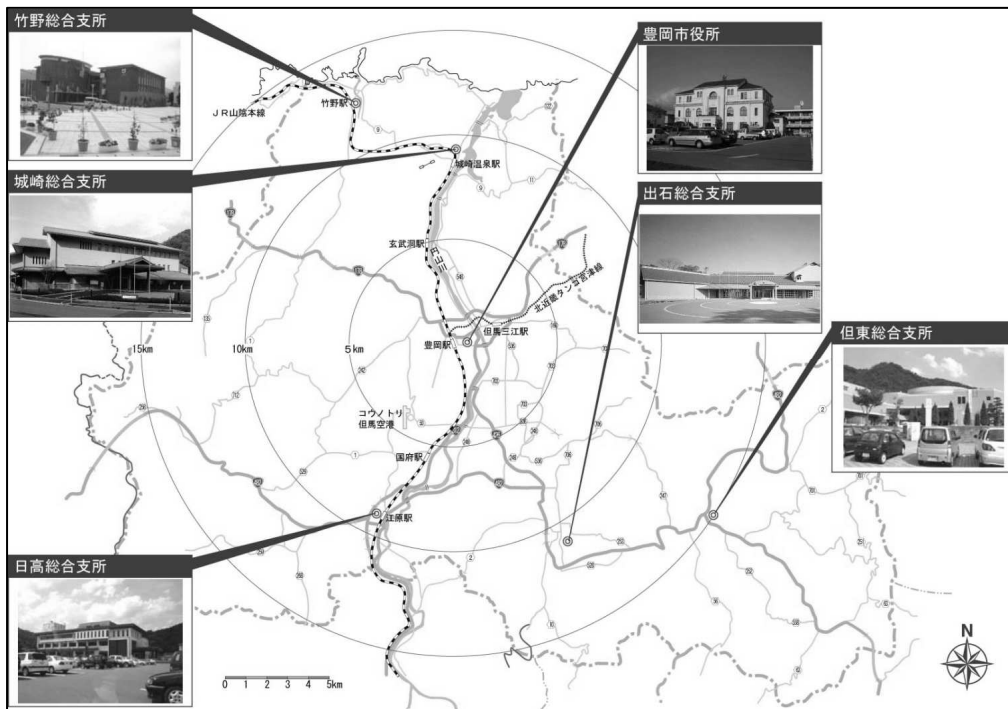
【現庁舎敷地以外の配置部署の状況】

| 庁舎名称         | 配 置                     | 本庁からの距離 |
|--------------|-------------------------|---------|
| 都市整備部<br>用地課 | 用地課                     | 1.0km   |
| 健康福祉部        | 社会福祉課、高年福祉課、介護保険課、健康増進課 | 0.9km   |
| 企業部          | 企業総務課、水道課、下水道課          | 4.5km   |
| 消防本部         | 消防本部、消防署                | 2.2km   |

② 総合支所の配置状況

本市では、暫定的に総合支所方式を採用しており、旧町役場が総合支所として機能している。

この方式は、地域住民と行政の連携や現場対応の機敏性等において一定の効果がある一方で、広域的なまちづくりのスケールメリットによるサービスの高度化、行財政の効率化などについて課題がある。



【総合支所の配置状況】



### (3) 新庁舎建設の必要性

#### ① 施設・設備の老朽化

現庁舎は、築80年以上を経過しており、コンクリートの剥離や落下が起こる等老朽化が目立ち、その都度補修している状況である。また、電気設備、給排水設備や空調設備等も老朽化し、漏水の発生、冷暖房のエネルギー効率の悪化などにより、維持管理費用も年々増大しており、根本的な改修が必要である。

#### ② 耐震性の不足

現庁舎は、旧耐震基準により建築されており、耐震性を確保するために平成16年度に本庁舎のみ耐震改修を行ったところである。

しかしながら、市の行政中枢である庁舎であり、災害時には災害対策本部として市民の安全を守る機能を有していることから、十分な耐震性を確保した庁舎が必要である。

#### ③ ユニバーサルデザインへの対応不足

現庁舎は、警察署、郵便局、税務署や消防署等の移転に伴い空きスペースを活用し、必要に応じて増築、移転を行ってきた、複数棟が集合した庁舎であることから、配置が分散して分かりにくく移動距離が長いことや、段差が多い等の問題点がある。

多くの人々が利用する庁舎であることを踏まえれば、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入が必要である。

#### ④ 施設の狭隘化

平成20年度当初における現庁舎の職員一人当たりの執務面積は6.84㎡/人であり、総務省基準（起債許可標準面積）により算定した面積9.56㎡/人と比較すると、3割程度不足している。また、執務室に保管庫等を設置していることにより、執務室等が一層狭隘化しているとともに、災害発生時の安全対策上の問題となっている。

さらに、書庫・倉庫スペースが適所でないことや、管理システムの課題等により、公文書等の保管が困難となっている。さらに、職員用更衣ロッカーは、主に通路に設置しており、休憩スペースやリフレッシュスペースもほとんどないなど、職員の福利厚生施設も不足している。

⑤ 執務室の柔軟性の不足

現庁舎は、執務室が狭く分散していることから、社会情勢の変化や組織改変等に柔軟に対応できる執務室を確保することが困難である。

また、高度情報化に対応した機能の導入（フリーアクセスフロアなど）に対応できていないなどの課題がある。

高度情報化の進展や市民のニーズの変化などにあわせて、柔軟に対応できる執務室とすることが必要である。

⑥ 駐車スペースの不足

現庁舎敷地内には、来庁者用駐車場74台分及び公用車用駐車場89台分を確保している。しかし、来庁者用駐車場については、窓口の繁忙期や議会、会合など行事が重なる時期には満車状態になり、入車待ちの車両が連なっている。また、公用車駐車場についても、一部を敷地外に確保している状況である。

地域の特性から、多くの市民の交通手段として自動車が利用されていることに加え、市域が広がったことによりさらに来庁者の自動車利用が増加すると考えられることや、職員の緊急時の対応、事務・作業効率の向上の観点から、適切な来庁者及び公用車用の駐車スペースが必要である。

現庁舎については、上記のさまざまな問題点が顕在化してきている。これらの問題点を抜本的に解決し、市民サービスや行政効率を向上させ、かつ防災拠点として機能するために新庁舎の建設が必要である。

## ～ 第2章 新庁舎の基本理念 ～

社会的背景及び市庁舎の現状や課題、職員アンケートの結果等を踏まえ、市民検討委員会において理想の庁舎像について協議が行われた。

市としては、市民検討委員会の協議結果を尊重し、次のとおり「理想の庁舎像」及び「庁舎整備の方向性」を設定する。

### 1 理想の庁舎像

#### (1) 安全・安心な庁舎

豊岡市は、北但大震災や度重なる台風の到来による洪水を経験しており、庁舎は地震や豪雪、豪雨などの自然災害の発生時に機動的に対応できる機能や、人命救助・復旧作業等の指示、情報の収集・伝達等災害対策活動の中核としての機能を備えることが重要であると認識している。

そのため、防災拠点として機能できる災害に強い庁舎をめざす。

#### (2) 人にやさしい庁舎

庁舎は、子どもからお年寄り、障害者や外国人など、多くの人が日常的に訪れる場であり、訪れた人たちが不便や不安を感じることをないようにする必要がある。また、そこで働く職員が、効率的に業務を行うことのできるよう快適な執務空間を整備する必要がある。

そのため、誰もが利用しやすく、働きやすい、人にやさしい庁舎をめざす。

#### (3) 環境にやさしい庁舎

豊岡市は“コウノトリ悠然と舞うふるさと”を、めざすまちの将来像として掲げ、コウノトリも住める豊かな環境を創造し、人と自然との共生をめざしている。

そのため、まちの顔ともいえる庁舎においても、コウノトリをシンボルとする市にふさわしい、環境にやさしく、環境について学べるような庁舎をめざす。

#### (4) 市民に開かれた庁舎

庁舎の整備にあたり、各地域の市民には行政や議会との距離が遠くなってしまふという不安がある。また、市の施策等の情報を得られる場が少ないなど、市政への関与の機会が少なくなると感じられている。

そのため、市民が市政を身近に感じ、積極的に市政に関与していける市民参画の拠点となるような、市民に開かれた庁舎をめざす。

### (5) 豊岡市を象徴する庁舎

豊岡市は、豊かな自然を象徴するコウノトリやオオサンショウウオ、特産品・伝統工芸である豊岡鞆、出石焼、城崎麦わら細工や但馬ちりめん、観光資源である城崎温泉や竹野浜海水浴場、神鍋高原など、さまざまな特色を有するまちである。

そのため、互いの地域の歴史や文化を理解し、豊岡市民として一体化していくことができる、豊岡市のまちづくりを象徴するような庁舎をめざす。

### (6) 時代に即応できる庁舎

長期にわたる庁舎の耐用年数を考えた場合、社会情勢の変化に伴う行政改革や行政サービスの多様化などに伴い、組織の改変等が必要となることが想定される。

そのため、大幅な改修や増築によらず、時代の変遷に即応し、柔軟に組織変更等に対応できる庁舎をめざす。

## 2 新庁舎整備の方向性

### (1) 市民を守る防災拠点としての庁舎

地震や水害等の自然災害発生時においても行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮できるよう、耐震性の確保、ライフライン・情報ネットワークの強化などを行うとともに、水害対策にも配慮する。

また、平時においては、市民の個人情報等を保護するため、情報漏えい対策等に配慮した整備を行う。

### (2) 誰もが利用しやすい庁舎

全ての市民が安全・快適に庁舎を利用することができるよう、機能や設備などにユニバーサルデザインを積極的に導入するとともに、窓口機能の充実や交通利便性の向上など、市民の利便性に配慮した整備を行う。

また、庁舎で働く職員が、効率的で効果的に業務を行うことができるよう、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整える。

### (3) 環境に配慮した庁舎

本市の有する豊かな自然に配慮した庁舎とするため、省エネルギー対策を基本としながら、地球環境に配慮した新エネルギー等の活用を検討する。また、建築資材についても、地球環境に配慮した資材や地元資材を積極的に活用するとともに、施設の長寿命化を見据えた整備計画とする。

(4) 市民参画の拠点としての庁舎

市民が市政を身近に感じ積極的に関与できる、市民参画の拠点となるよう、開放的な執務空間や議場などを整備する。また、市民が気軽に訪れたいくなるような、たまり場的な交流スペースの整備を検討する。

(5) 豊岡市にふさわしい庁舎

本市のさまざまな特色を市内だけでなく、全国、ひいては海外へとPRできるよう、庁舎を訪れた人たちが本市のさまざまな魅力やまちの特徴を知ることができる情報スペースの整備を行うとともに、豊かな自然景観やまちなみ景観に配慮したデザイン計画とする。

(6) 柔軟に対応できる庁舎

時代の変遷に柔軟に対応できる庁舎とするために、ゆとりある執務空間を確保する。また、情報通信技術の進展や行政組織の改変等に即応できる庁舎として整備する。

## ～ 第3章 新庁舎の機能 ～

### 1 防災機能

- 地震や風水害、火災などの災害時に、被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して、速やかに対応できる災害対策機能を導入する。
- 災害対策本部として必要な機能（通信機器、スクリーン等）を備えた会議室を設置する。
- 大規模な地震などの災害時に災害対策本部として機能を維持できるように、建物自体の耐震性や安全性等を向上させる対策に加えて、自家発電システムや貯水槽の設置などバックアップ機能の強化を図る。
- 職員の仮眠スペースとして利用できる会議室や災害用の資機材や備蓄食料の保管庫等を設置する。

### 2 窓口機能

- 窓口は、できるだけ低層階に集中させるとともに、高齢者や障害者をはじめ誰もが訪れやすく、使いやすい配置とする。
- 関連した手続きが同一窓口でできる総合窓口（ワンストップサービス）や、申請などの補助をする総合案内・フロアマネージャーを設置するとともに、用途に応じた相談室等を設けプライバシーに配慮する。
- エレベーターやトイレなどは、動線を考えた配置にするとともに、多目的トイレ、授乳室やキッズスペース等を設置する。

### 3 行政機能

- 執務室・会議室については、動線を考慮した配置とするとともに、資料や器材を保管できるスペースを設ける。
- 関係部署同士の連携が容易となるような配置とする。
- 訪れた市民に職員の業務の様子が見えるよう、また、職員からも来庁者の姿が確認できるよう、できるだけ執務室をオープンにする。
- 重要な情報や個人情報を守るため、必要に応じてIDカード等により入退室管理を行う。
- 今後の組織変更、高度情報化社会の進展や事務システムの変化にも適応できる執務室とする。

### 4 意思決定（執行）機能

- 市の意思決定のための協議スペースを設ける。
- 各部署には、必要に応じ打合せスペースや応接スペースを設ける。
- 関係部署については、可能な限り一体的な配置とする。

## 5 議会機能

- 傍聴席は、誰もが見やすく、聞きやすく、出入りしやすい施設とする。
- 議場・委員会室については、議会運営に支障のない範囲内で、市民が利用できる方法を検討する。
- ロビーなどで議会や委員会の様子をモニター中継したり、インターネット配信したりするなど市民が気軽に傍聴できる方法を検討する。

## 6 アーカイブ（古文書、公文書収蔵スペース）機能

- 地域の歴史・文化を後世に残す必要がある公文書などを収蔵できるスペースを設ける。
- 公文書の管理システムを構築し、文書のスリム化を図るとともに、保存文書の検索が容易にできる施設とする。

## 7 駐車場機能

- 来庁者用駐車場については、駐車状況が道路からわかる案内表示を設置するとともに、出入りがしやすく、動線を考えた駐車場とする。
- 公用車用駐車場については、日常的な業務のみならず、非常時にも機動的に対応できるよう配慮する。

## 8 その他機能

### ○ 市民が憩い、集えるパブリックスペース

広大な市域を有する本市において、市民の一体感を醸成するための場として、市民が気軽に庁舎を訪れ、そこで新たに人と人との交流が生まれるような、市民が憩い、集えるたまり場的な施設を導入することが必要である。また、駐車場のスペースについては、イベント等が開催できるように配慮する。

### ○ 地域の歴史・文化など、地域資源やまちづくりの方向などをPRできるスペース

本市が有する多様な魅力、まちの特徴（セールスポイント、歴史・文化）やまちづくりの方向性、市政やイベントなどの情報を、訪れた人たちに情報発信できるようなスペースを設置する。

### ○ 生活利便施設（銀行ATM、売店・飲食店等）

市民の利便性向上の観点から、周辺の商店街等との連携を図った上で、銀行ATM、売店・飲食店等の生活利便施設の整備を検討する。

## ～ 第4章 新庁舎の規模 ～

### 1 規模算定の基本指標

#### (1) 人口及び職員数

新庁舎は、今後長期にわたり使用することとなるが、人口や政策などによって職員数の変動が考えられ、人口や職員数を算定する基準を設定する必要がある。

人口については、本市の総合計画による定住人口の目標数値90,000人(平成28年)、職員数については、定員適正化計画を基に新庁舎開設時(平成25年4月1日)における計画職員数530人(臨時・嘱託職員を含む。)とする。

#### (2) 議員数

市議会の議員数は、「豊岡市議会議員定数条例(平成20年9月30日条例第42号)」に定める26人とする。

### 2 新庁舎の規模

#### (1) 起債許可標準面積算定基準(総務省)を使用した事務室等の面積算定

起債許可標準面積算定基準(総務省)の計算方法を使用して、平成25年4月1日時点の職員数及び議員数によって算定した面積は、下表のとおりである。

#### 【起債許可標準面積算定基準(総務省)を使用した事務室等の面積算定】

| 区 分    |                                   | 職員数 | 換算率 | 基準面積                 | 算出面積(m <sup>2</sup> ) |
|--------|-----------------------------------|-----|-----|----------------------|-----------------------|
| ア 事務室  | 特別職                               | 4   | 20  | 4.5m <sup>2</sup> /人 | 360.00                |
|        | 部長級                               | 13  | 9   |                      | 526.50                |
|        | 課長級                               | 52  | 5   |                      | 1,170.00              |
|        | 課長補佐・係長級                          | 109 | 2   |                      | 981.00                |
|        | 一般職員(臨時・嘱託含む)                     | 325 | 1   |                      | 1,462.50              |
|        | 一般職員(製図者)                         | 27  | 1.7 |                      | 206.55                |
| イ 倉庫   | アの面積4,706.55m <sup>2</sup> ×13.0% |     |     |                      | 611.85                |
| ウ 会議室等 | 職員数530人×7.0m <sup>2</sup>         |     |     |                      | 3,710.00              |
| エ 玄関室等 | ア～ウの面積9,020.4m <sup>2</sup> ×40%  |     |     |                      | 3,611.36              |
| オ 議会関係 | 議員定数26人×35.0m <sup>2</sup>        |     |     |                      | 910.00                |
| 合 計    |                                   |     |     |                      | 13,549.76             |

※ 区分別の職員数については、平成20年4月1日時点の区分構成比率をもとに算定した人数である。

※ 特別職は、4人と仮定する。

※ 嘱託・臨時職員については、起債許可標準面積の対象外である。

#### (2) 公用車駐車場(建物)の面積算定

公用車駐車場(建物)は、起債許可の対象となる面積に含まれるため、建設用地のゾーニングの検討に合わせて、必要面積の算定を行うこととする。



(3) 行政機能以外の機能に必要な面積算定

起債の対象外となる行政機能以外の機能に必要な面積については、効率的かつ利便性の高い庁舎とするため、新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）や先進の自治体事例を参考として、市民の利便性、業務の効率性や財政的な視点から別途検討することとする。

3 駐車場の規模

駐車場規模の検討にあたっては、現在の駐車場の設置状況及び来庁者用駐車場の利用状況等を踏まえ、同規模の自治体の事例による推定や文献による試算をもとに、新庁舎建設時に必要と考えられる駐車台数を算定する。

(1) 来庁者用駐車場

来庁者用駐車場については、人口80,000～100,000人程度の同規模の自治体のデータにより推定された136台と、「最大滞留量の近似的算定法」（岡田光正）により試算された103台の平均値の120台を必要台数とする。

(2) 公用車用駐車場

公用車用駐車場については、現在、敷地外に駐車している車両及び、本庁へ移動する部署が所管している車両等を考慮し、100台を必要台数とする。

(3) 議員・報道用駐車場

議員・報道用車両については、現在、定期券により来庁者用駐車場を利用している状況であり、新庁舎建設時点の議員定数26人及び報道関係10社程度の合計36台を必要台数とする。

(4) 職員用駐車場

職員用駐車場については、現在7割以上の職員が自家用車で通勤していると推定されており、新庁舎建設時点の想定職員数から推定される408台を必要台数とする。

算出された駐車場の必要台数は次のとおりである。

【駐車場の必要台数】

|        | 来庁者用 | 公用車用 | 議員・報道用 | 職員用  | 合計   |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 必要駐車台数 | 120台 | 100台 | 36台    | 408台 | 664台 |

※ 建設位置によっては、民間駐車場等の活用も含めて検討する必要がある。

## ～ 第5章 新庁舎建設事業計画 ～

### 1 事業費及び財源

本市の財政計画では、新庁舎建設事業の概算工事費として50億円を想定しているが、仮庁舎整備費、移転費用等の付帯費用は含まれていない。

今後、平成21年3月中に策定する基本計画の中で、庁舎に必要な規模・機能を具現化するとともに、事業費についても具体的な積算を行うことになるが、華美な要素を排除し、無駄を省いたスリムな庁舎をめざし、建設に要する費用の抑制に努めることとする。

また、庁舎建設の財源としては、庁舎建設基金（平成19年度末：12.6億円）等の活用とともに、合併特例債（起債対象事業費×95%：元利償還金の70%が普通交付税算入）の活用を図ることとする。

しかし、合併特例債といえども後年度負担を伴うことから、行政改革の推進を図りながら、健全財政の維持に努めることとする。

### 2 事業手法の選定

#### (1) 事業手法の検討

公共施設の建設に係る事業手法については、近年、施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用するPFI方式等の導入の検討が求められている。

庁舎建設では次の事業手法が想定される。

#### ① 直接建設方式（従来手法）

通常の公共事業の実施手法であり、市の財政資金を用いて、設計、建設、維持管理及び運営業務について、それぞれ民間事業者へ委託・発注する方式である。

#### ② DBO方式（公設民営手法）

市の財政資金を用いて、施設の所有権を有したまま、民間事業者に設計、建設、維持管理及び運営業務を一体的に委ねる方式である。

なお、設計・建設業務の一括方式として、運営業務を除いたDB方式もある。

※ DBO方式はPFI法に基づくものではないが、公平性・透明性を確保するためにPFI法に準じて事業実施することが望ましい。

## ③ PFI方式BTO型

PFI法に基づいて、民間事業者が自ら資金調達を行い、設計・建設業務を一体的に行い、施設整備後に所有権を市に移転したのち、運営・維持管理業務を実施する方式である。

なお、PFI方式では、そのほかBOT型、BOO型等があるが、庁舎という観点から、市が施設所有者となるBTO方式が有効であると考えられる。

## ④ リース方式

市は、市有地を民間事業者到低廉で貸与し、民間事業者は、施設の設計、建設及び維持管理業務を行う方式（普通借地権）である。

民間事業者が、施設のリース料の支払いにより資金を回収し、契約期間終了後、市へ施設を無償譲渡することもできる。運営を含まない事業において、一部普及しつつある。

## (2) 事業手法の選定

PFI方式など民間活力導入による事業手法を活用した場合、次のような問題が生じると考えられる。

- 可能性調査に6ヵ月以上、民間事業者選定業務に1年以上が必要となり、概ね2年程度事業期間が延びる。
- 事業期間が長期にわたることから、民間事業者にとって魅力的な事業でなければ、適切な競争環境が確保されず、落札されない可能性がある。

庁舎建設については、民間事業者の創意工夫によるサービス向上や維持管理・運營業務が少ないことから財政負担の軽減の効果が少ないこと、特に、合併特別債の活用が前提であるため、制約や期限があること等を考慮すると、速やかに新庁舎建設事業を推進できる手法を採用する必要がある。

よって、本事業については、従来方式（直接建設方式）を採用することとする。

### 3 建設スケジュール

新庁舎の建設は、行政組織の一本化によって大きな合併効果を生み出すことができ、新市の一体化、市民サービスの向上にもつながる重要な事業である。

合併協定及び新市建設計画では、合併特例債の適用期限内に建設するものとして位置付けられており、新庁舎の建設に伴うさまざまな効果を早期に発揮できるよう、平成25年度の新庁舎への移転をめざして、円滑な事業の推進に努めることとする。

なお、建設までのスケジュールは、下記のとおり想定しているが、平成21年度以降のスケジュールについては、今後策定する基本計画、基本設計の中で具体化を図るものとする。

#### 【新庁舎建設スケジュール】

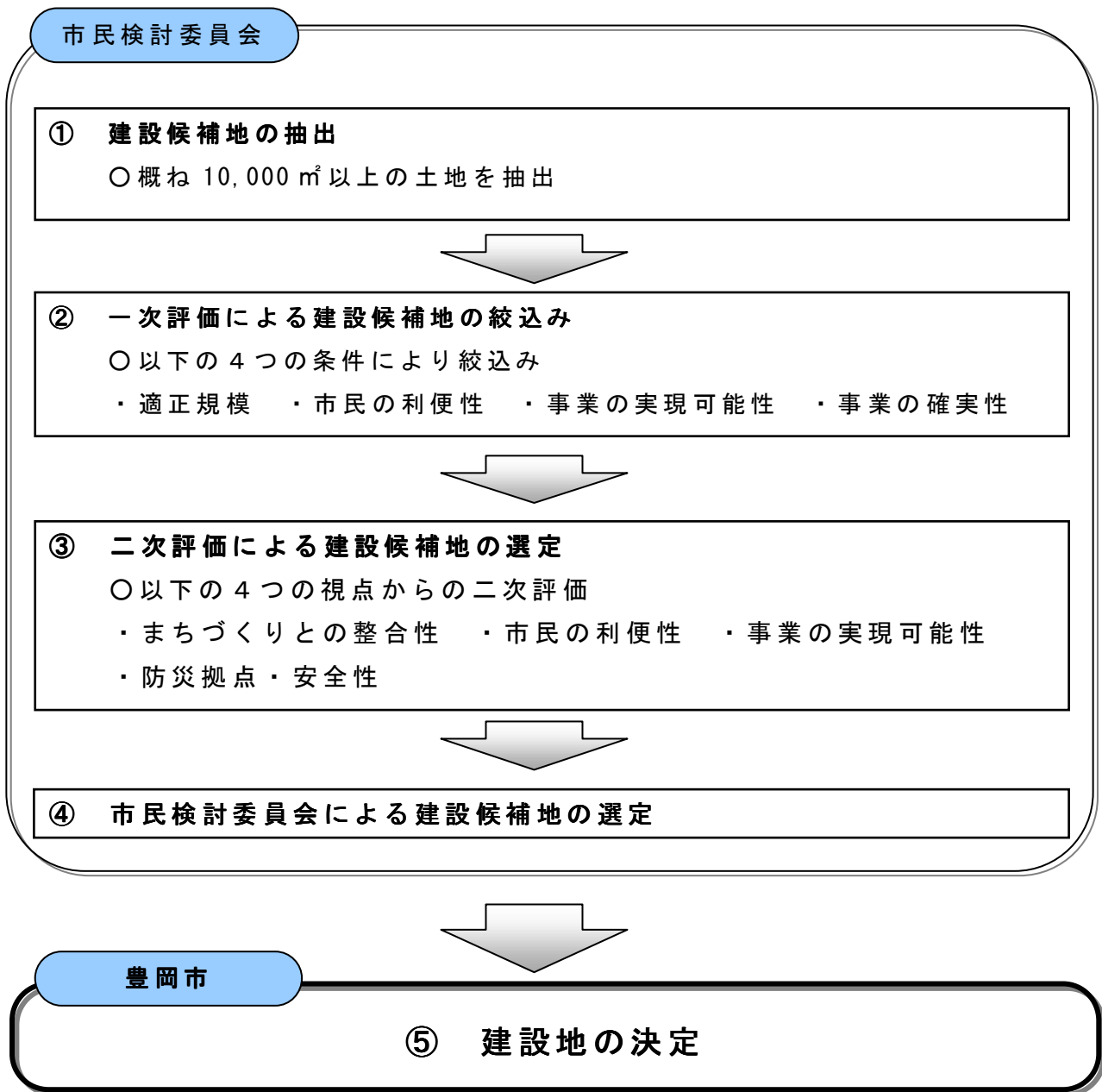
| 年 度 | 平成20年度       | 平成21年度       | 平成22年度       | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------|--------|
| 内 容 | 基本構想<br>基本計画 | 基本設計<br>実施設計 | 実施設計<br>建設工事 | 建設工事   | 建設工事   |

～ 第6章 新庁舎建設地 ～

1 建設地選定の流れ

新庁舎の建設地選定の流れは次のとおりである。

市民検討委員会において建設候補地が選定され、市は、その結果を受けて、建設地を決定する。



## 2 市民検討委員会による建設候補地の評価

### (1) 一次評価による建設候補地の絞り込み

市全域から現在地を含め敷地面積が概ね10,000㎡以上の土地、28箇所が抽出された。

一次評価としては、抽出した候補地から新庁舎建設が可能な敷地面積を確保するための「適正規模の判断」の視点のほか、市民の交通利便性や関係官公署との連携の容易性など、地方自治法（第4条第2項）の規定に則した「市民の利便性の確保」の視点、既に他の事業等に使用されていないかを判断する「事業の実現可能性」の視点、土地取得や造成工事に多大な費用や期間を要しないかを判断する「事業の確実性」の視点に基づき絞り込みが行われた。

なお、一次評価においては、候補地としての最低要件を満足しているか否かを判断するものであるため、基本的に1つでも不可がある場合には候補地にはなり得ないものとする。以上の結果として候補地は3箇所に絞り込まれた。

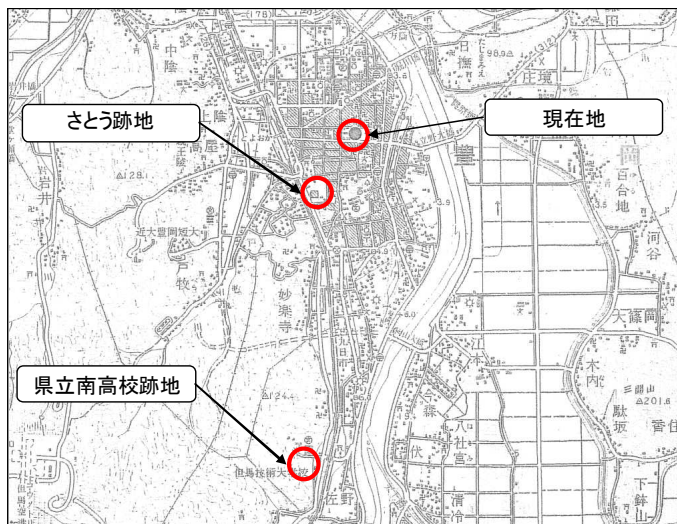
### (2) 二次評価による建設候補地の選定

#### ① 候補地の概要

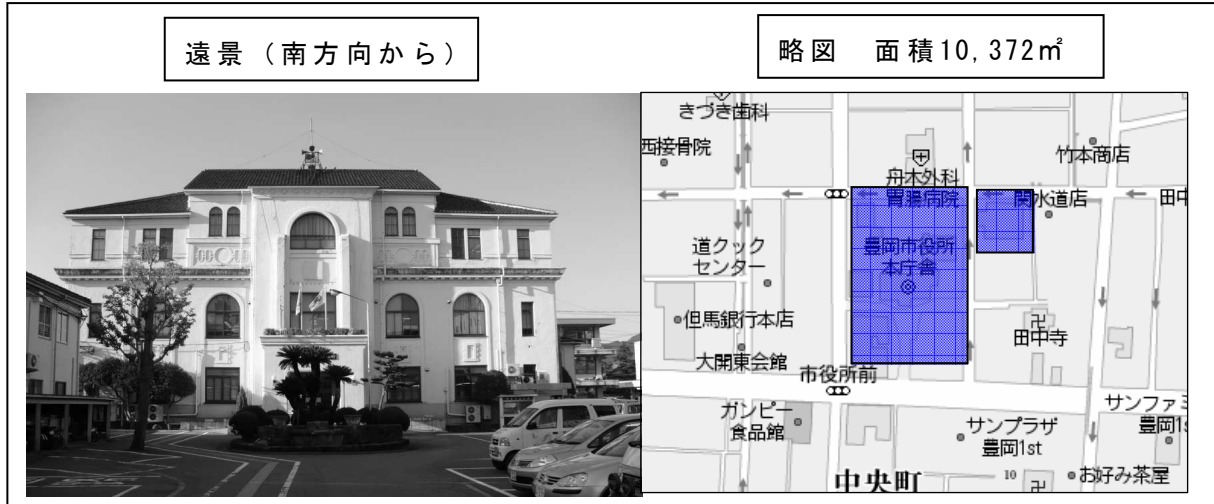
一次評価で絞り込まれた3つの候補地について、二次評価が行われた。候補地の概要は次のとおりである。

#### 【二次評価の候補地】

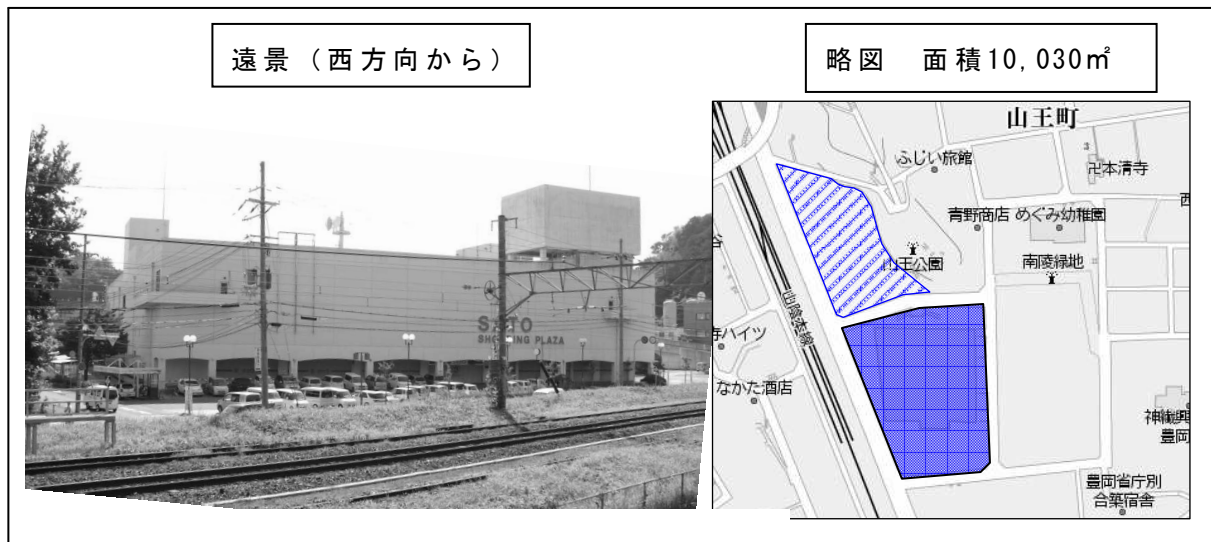
| 敷地名称      | 所有区分 | 敷地面積 (㎡) | 用途区域    | 備考                   |
|-----------|------|----------|---------|----------------------|
| 現在地       | 市有地  | 10,372   | 商業地域    | 南庁舎別館、防災センター用地を除く。   |
| さとう跡地     | 民有地  | 10,030   | 第二種住居地域 | 近隣に職業訓練校跡地あり。        |
| 県立豊岡南高校跡地 | 県有地  | 約60,000  | 無指定     | 豊岡南高校跡地としては、他に山林等あり。 |



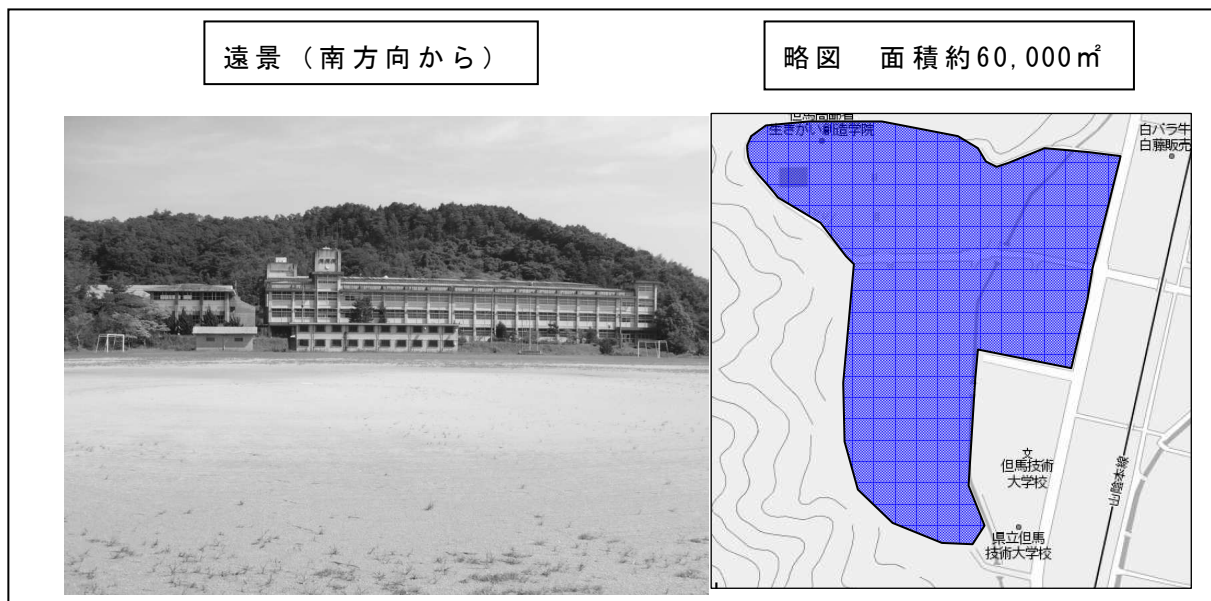
現在地



さとう跡地



県立豊岡南高校跡地



② 二次評価の考え方（二次評価の視点）

二次評価については、本施設が庁舎であるということを踏まえ、以下の4つの視点から評価が行われた。

また、各項目の配点割合については、①、②及び④については、いずれも同等に重要であるが、③の事業の実現可能性については、既に実現性の高い候補地を選定していることから、次のとおり配点し評価項目に基づき評価された。

| 評価の視点        | 評価の主な内容   | 配点  |
|--------------|---|-----|
| ① まちづくりとの整合性 | 庁舎は市の顔（シンボル）となる施設であるとともに、今までのまちづくりの形成過程や周辺地域への配慮が必要であるため、地域経済への貢献、新たな発展可能性等について評価する必要がある。     | 30点 |
| ② 市民の利便性     | 地方自治法第4条第2項に規定されているとおり、市民が利用しやすい位置であることが最も重要であるため、人口重心からの距離、他の官公署との位置関係や交通アクセス等について評価する必要がある。 | 30点 |
| ③ 事業の実現可能性   | 新庁舎建設事業の財源として合併特例債を充てる予定であり、合併後10年以内に整備を終える必要があるため、用地取得の確実性や周辺道路の整備の必要性等について評価する必要がある。        | 10点 |
| ④ 防災拠点・安全性   | 庁舎には防災拠点としての機能が必要であるため、災害時の安全性や災害対策本部としての活動容易性等について評価する必要がある。                                 | 30点 |



【評価項目】

| 評価の視点               | 評価項目              |                                 |            |
|---------------------|-------------------|---------------------------------|------------|
|                     | 中項目               | 小項目                             |            |
| まちづくりとの整合性<br>(30点) | 都市基盤              | 整備状況                            |            |
|                     |                   | 中心市街地との連携                       |            |
|                     | 市街地形成状況           | 情報交流文化等施設の集積度                   |            |
|                     |                   | 地域貢献性                           |            |
|                     | 地域貢献性             | 地域の発展性                          |            |
|                     |                   | 周辺経済への影響                        |            |
|                     |                   | 周辺の資産価値向上                       |            |
|                     | 周辺景観・環境           | 都市イメージの向上                       |            |
|                     |                   | シンボル性のある景観形成                    |            |
|                     |                   | 都市公園との近接性                       |            |
|                     | 周辺景観・環境           | 周辺景観・環境との調和                     |            |
|                     |                   | 環境の保全                           |            |
|                     |                   | 関連法令・計画との整合性                    |            |
|                     | 関連法令・計画との整合性      | 総合計画・基本計画との整合性、都市計画マスタープランとの整合性 |            |
| まちづくり三法との整合性        |                   |                                 |            |
| 職員用駐車場の確保・影響        | 職員用駐車場の確保の容易性     |                                 |            |
|                     | 通勤用車両による周辺交通への影響  |                                 |            |
| 市民の利便性<br>(30点)     | 地理的状況             | 人口重心との近接性                       |            |
|                     | 都市機能の集積           | 他の官公署との位置関係                     |            |
|                     |                   | 金融機関、商業施設等との位置関係                |            |
|                     | 交通アクセス            | 公共交通（公共交通機関によるアクセス・ネットワーク性）     |            |
|                     |                   | 周辺道路からのアクセス性                    |            |
|                     |                   | 自転車・歩行者交通                       |            |
| 事業の実現可能性<br>(10点)   | 敷地条件等の適性          | 用地取得の確実性                        |            |
|                     |                   | 敷地の形態、規模の柔軟性                    |            |
|                     |                   | 法令適合性（用途地域等）                    |            |
|                     | 財政負担の軽減           | 用地取得費（造成を含む。）                   |            |
|                     |                   | 付帯費用                            |            |
|                     | 工期の確実性            | 合併特例債適用期間内での整備                  |            |
|                     | 工事期間中の対応          | 工事の周辺への影響                       |            |
|                     | 周辺インフラの整備         | 道路整備等の必要性                       |            |
|                     | 防災拠点・安全性<br>(30点) | 災害からの安全性                        | 地震（地質、地盤）  |
|                     |                   |                                 | 水害等（標高、地形） |
| 火災（類焼の危険性）          |                   |                                 |            |
| 機能維持性               |                   | 災害時のアクセス（容易性・多様性）               |            |
|                     |                   | 救援活動の容易性                        |            |
|                     |                   | 災害対策機関との連携                      |            |

(3) 評価の結果

市民検討委員会では、次のとおり現在地が、最高得点であり他の候補地とも点数のひらきがあったため、建設候補地と選定された。

|                     | 現在地  | さとう跡地 | 県立豊岡南高校跡地 |
|---------------------|------|-------|-----------|
| まちづくりとの整合性<br>(30点) | 25.5 | 20.3  | 17.4      |
| 市民の利便性<br>(30点)     | 26.5 | 20.5  | 14.7      |
| 事業の実現可能性<br>(10点)   | 7.2  | 6.4   | 7.4       |
| 防災拠点・安全性<br>(30点)   | 18.9 | 17.8  | 16.8      |
| 合計                  | 78.1 | 65.0  | 56.2      |

※ P.26の小項目を5点満点で各委員が採点し、各視点毎に集計した点数の合計を、30:30:10:30になるように係数を乗じ、100点満点に換算した点数を平均した結果である。

※ 小数点第2位を四捨五入したため合計が一致しない場合がある。

3 新庁舎建設地の決定

市民検討委員会で新庁舎建設候補地として選定された結果を尊重し、合併協議における本庁決定のプロセス、まちづくりとの整合性、総合計画及び都市計画マスタープランを勘案し、現在地を新庁舎建設地として決定する。

現在地の概要は次のとおりである。

【敷地概要】

| 敷地名称    | 所在地<br>(住居表示)           | 所有者 | 敷地面積<br>(㎡) | 備考 |
|---------|-------------------------|-----|-------------|----|
| 本庁舎敷地   | 中央町128番地1外<br>(中央町2番4号) | 豊岡市 | 8,786       |    |
| 東庁舎別館敷地 | 中央町150番地外<br>(中央町3番11号) | 豊岡市 | 1,586       |    |
| 合計      |                         |     | 10,372      |    |

※ 職員用駐車場については、従来どおり民間駐車場等を活用することとする。

## 【敷地条件】

| 項目            |      | 本庁舎敷地            | 東庁舎別館敷地          |
|---------------|------|------------------|------------------|
| 用途地域          |      | 商業地域             | 商業地域             |
| 建ぺい率          |      | 80%              | 80%              |
| 容積率           |      | 500%             | 500%             |
| 日影制限          |      | なし               | なし               |
| 防火地域・準防火地域の指定 |      | なし               | なし               |
| 斜線規制          | 道路斜線 | 適用距離             | 25m              |
|               |      | 勾配               | 1.5              |
|               | 隣地斜線 | 適用距離             | 31m              |
|               |      | 勾配               | 2.5              |
| 北側斜線          |      |                  |                  |
| 接面道路          | 東側   | 市道大開常盤線 幅員 7.78m |                  |
|               | 西側   | 市道京極線 幅員 9.37m   | 市道大開常盤線 幅員 7.78m |
|               | 南側   | 市道大開線 幅員 16.95m  |                  |
|               | 北側   | 市道永楽線 幅員 7.30m   | 市道永楽線 幅員 7.30m   |

なお、市民検討委員会からは、以下の点に留意することが求められている。

## (1) 災害対策に十分配慮すること

地震、水害、類焼に強い安全・安心な庁舎を実現するため、建物の構造、部署や設備の配置及び緩衝となる空地（広場）について、十分配慮した施設計画とすること。

## (2) 仮庁舎費用を抑制する方策を検討すること

現在地での建替えであるため、仮庁舎に要する費用が懸念される。工事手法を十分検討するとともに、既存施設を最大限に有効活用して、仮庁舎に係る費用を削減すること。

## (3) 市民の利便性確保に十分配慮すること

十分な来庁者用駐車場を確保するとともに、交通利便性の向上に配慮すること。本庁舎が遠くなるという市民の不安をできる限り解消できるよう、支所における市民サービスの提供にも十分配慮すること。

## ～ 第7章 今後の課題 ～

新庁舎建設に係る基本計画の検討にあたっては、以下の課題があげられる。

### ○ 災害対策への配慮

地震や風水害、火災などの災害時に十分に機能できる施設とする。

現在地周辺は、過去に水害を受けた地域であり、また防災ハザードマップにおいても水害が予想されることから、敷地高の配慮や水の進入防止策、さらに浸水時の対策等の二重三重の対策を講じる必要がある。

### ○ 現在地周辺のまちづくりとの連携

理想の庁舎像としてあげられている機能は、新庁舎の建物内部に必ずしも入っている必要はない。現庁舎周辺が中心市街地であることから、周辺商店街等において機能・施設が充足していればよい。むしろ中心市街地の活性化や来庁する人々によるにぎわいや交流を考えた場合、庁舎外部に整備されることが望ましい機能がある。このため、現在地周辺の状況や導入機能・施設等のあり方を十分に踏まえた上で、周辺まちづくりとの連携を図っていく必要がある。

### ○ 総合支所の利活用の推進

庁舎機能が新庁舎へ統合・集約されることから、現総合支所の空きスペースの利活用を図る必要がある。既に各支所で、一定の利活用が図られているが、有効利用に向けた一層の活用方策を検討していく必要がある。

### ○ 行政サービスの維持・向上

庁舎機能が新庁舎へ統合・集約されることから、現総合支所等の行政サービスが低下しないよう、より一層の情報ネットワークの充実や人員配置等、ハード・ソフト両面において、行政サービスの維持・向上に向けた取組みを検討していく必要がある。

○ 現庁舎保存の可能性検討

現庁舎は、大正14年の北但大震災からの復興のシンボルとして認識されており、今後新庁舎の基本計画や基本設計を進めるにあたっては、現庁舎の活用や保存などについても検討していく必要がある。

現庁舎は、建築後80年以上が経過しており、耐震診断・補強の問題、コンクリートや設備の耐用年数などの問題がある。このため、豊岡の固有の自然・歴史・文化などを大切にすまちづくりの理念をもとに、活用の可能性を探ることを基本とするが、技術的・財政的観点も十分に踏まえた上で、保存の可否について総合的に判断する必要がある。

○ 事業費を抑えた施設整備方策の検討

社会経済情勢が低迷し、本市においても財政的な余力が少ない中、極力事業費を抑えた施設整備を検討していく必要がある。

市民検討委員会においても議論されたとおり、厳しい財政状況を踏まえた上で、身の丈にあった新庁舎建設を進めることが必要である。



---

## 資料編

- 豊岡市新庁舎建設推進本部設置規程・・・資料－1
  - 豊岡市新庁舎建設推進本部員名簿・・・資料－2
  - 新庁舎建設推進体制・・・・・・・・・・資料－3
-

---

○ 豊岡市新庁舎建設推進本部設置規程

(設置)

第1条 新庁舎建設の推進を図るため、豊岡市新庁舎建設推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設の機能、規模及び施設計画に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員18人以内で組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は収入役をもって充てる。
- 3 本部員は、市職員のうちから市長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 本部に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部新庁舎建設推進室において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

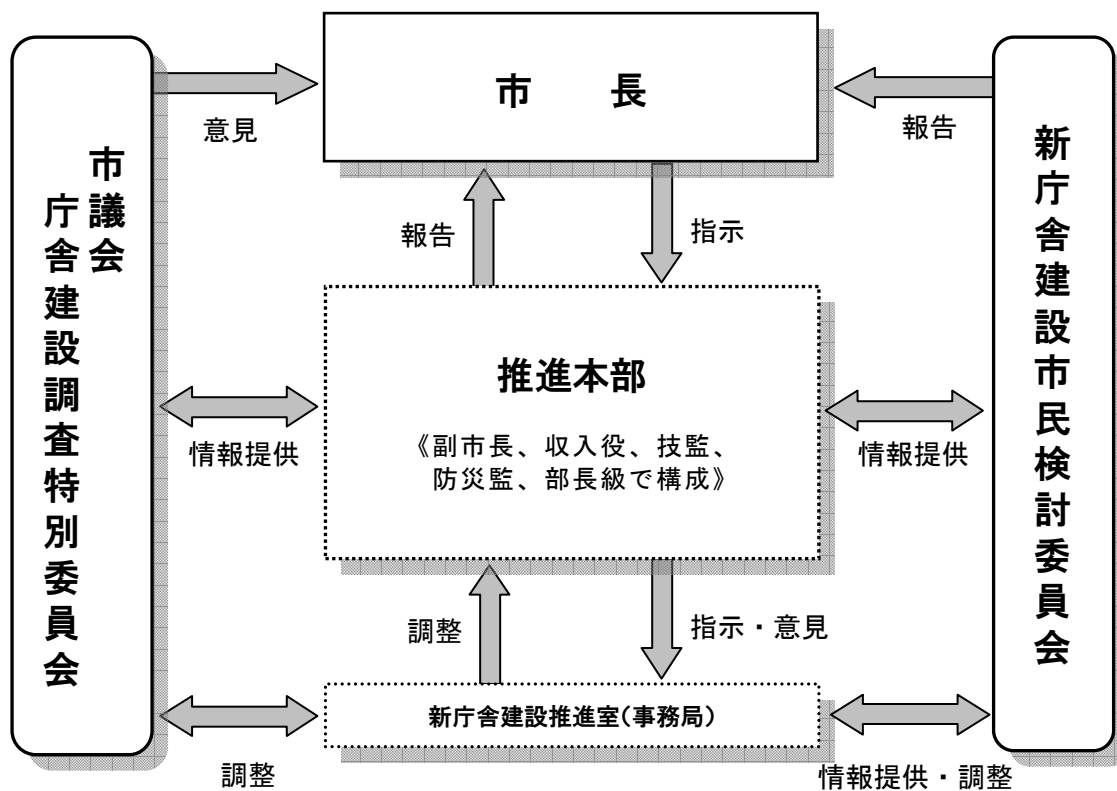
この訓令は、平成19年6月1日から施行する。



○ 豊岡市新庁舎建設推進本部員名簿

| 推進本部における役職 | 市における職名   | 氏名                   |            |
|------------|-----------|----------------------|------------|
|            |           | 平成19年6月1日～平成20年3月31日 | 平成20年4月1日～ |
| 本部長        | 副市長       | 奥田清喜                 | 奥田清喜       |
| 副本部長       | 収入役       | 塚本信行                 | 塚本信行       |
| 本部員        | 技監        | 宮里憲一                 | 宮里憲一       |
| 〃          | 防災監       | 北垣哲夫                 | 北垣哲夫       |
| 〃          | 議会事務局長    | 神尾與志廣                | 植田政由       |
| 〃          | 政策調整部長    | 竹本政充                 | 竹本政充       |
| 〃          | 総務部長      | 中川茂                  | 矢崎章司       |
| 〃          | 市民生活部長    | 植田政由                 | 足田仁司       |
| 〃          | 健康福祉部長    | 岡本幹雄                 | 中川茂        |
| 〃          | 商工観光部長    | 赤木修                  | 赤木修        |
| 〃          | コウノトリ共生部長 | 太田垣秀典                | 太田垣秀典      |
| 〃          | 都市整備部長    | 黒坂勇                  | 黒坂勇        |
| 〃          | 企業部長      | 福井與司光                | 福井與司光      |
| 〃          | 教育次長      | 村田正次                 | 山口孝義       |
| 〃          | 城崎総合支所長   | 齋藤哲也                 | 齋藤哲也       |
| 〃          | 竹野総合支所長   | 神田美稻                 | 太田垣透       |
| 〃          | 日高総合支所長   | 松井正志                 | 松井正志       |
| 〃          | 出石総合支所長   | 湯口敏                  | 森脇敬        |
| 〃          | 但東総合支所長   | 松本和洋                 | 松本和洋       |

○ 新庁舎建設推進体制



---

豊岡市新庁舎建設基本構想

平成 20 年 12 月

兵庫県豊岡市

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2-4

TEL. (0796) 23-1111

FAX. (0796) 23-6604

<URL> <http://city.toyooka.lg.jp/>

E-mail: [shinchousha@city.toyooka.lg.jp](mailto:shinchousha@city.toyooka.lg.jp)

---